

高松市監査委員告示第10号

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、
地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年4月28日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	十	川	信	孝
同	春	田	敬	司

監査結果に基づく措置通知

(財政援助団体等監査)

(令和5年4月28日)



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課又は監査対象団体等		措置通知日
1	R2	R3.2.26	第4号	意見	交付金対象事業に係る全体収支の把握について	P10	市民政策局	コミュニティ推進課	R5.3.15

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和2年度／地域コミュニティ協議会		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和3年2月26日
区分	意見		
意見の項目	交付金対象事業に係る全体収支の把握について		
意見の内容	自主財源も含めた事業全体の収支を把握し、事業の適正性について判断できるような仕組みづくりを検討されたい。		
公表文該当 ページ	P10		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ihokokai/kansa/kekka/zaisei.files/20210226zaienkekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年3月15日
所管課等	市民政策局 コミュニティ推進課
措置を行った 団体等	—
措置結果	<p>本件意見については、令和3年度から、自主財源を含めた事業全体の収支を確認するため、「2021高松市地域まちづくり交付金—事務の手引き—」を作成し、3年3月2日付けで各地域コミュニティ協議会に対し、収支予算書や収支決算書に可能な限り自主財源を含めた記載への協力を依頼した。</p> <p>また、過去から毎年度、地域コミュニティ協議会に対し実施する検査において、自主財源の活用についてヒアリングを実施し、事業の適正性について判断しているほか、一般社団法人高松市コミュニティ連合会が実施する協議会事務全般に係るフォローアップにおいて、協議会全体の収支を総会資料として作成するよう指導するなど、同連合会とも連携して事業全体の収支を把握できるよう取り組んでいる。</p>